

安全に関する取り組み

2024年2月29日

一般社団法人全国軽貨物協会

安全対策に関する取り組み

現在弊会では貴省のご協力もいただき、適正化推進会議を運営しております。

安全についても第1回会議にて、最優先して取り組むべき「特定課題」として指定し、安全推進委員会を設置しました。

今後は出席する軽貨物事業者団体・元請け企業他、荷主(メーカー)にも呼びかけ業界全体での目標を設定し、具体的な取り組みを推進してまいります。

具体的な取り組み内容

▶ 乗務開始前のアルコールチェックを含むセルフ点呼実施の確認を呼びかけ

現在は、一定規模以上の積み地での実施が大半だが本来必要な乗務前後での点呼実施を荷主・元請け・企業側で確認することで個人ドライバーの実施率を向上させます。

▶ 運行時間の管理プラットフォームの共同利用

これにより業界全体でドライバーの適正な運行時間を遵守できる環境を実現します。

▶ 軽貨物版「安全統括責任者」を創設

一定規模以上の事業者に対しどう責任者の設置を呼びかけ、講習会を実施します。

▶ ながら運転の撲滅に向けたアプリ制限

事故原因の多くを占める「ながら運転」を防止するため、アプリ提供企業などに走行時の操作制限の実装を求める。

▶ 体調管理支援の導入

スマートウォッチを活用した健康管理支援の導入により、「眠気」など事故につながる体調をリアルタイムでドライバーに振動等で通知、休憩の目安にするなどドライバー自身では判断のつきづらい部分を支援

▶ ドラレコ導入の推進

事故防止、及び、事故状況の詳細把握を目的として、ドラレコの普及を推進します。

▶ 安全機能が付いた車両の導入の推進

緊急停車、危険察知アラーム等、ドライバーの能力を補う車両の導入をメーカー各社と協力し行います。

▶ 適性診断の自主的な受講の推進

就業前、事故違反時、はもちろん定期的な受講ができる環境を業界全体で整備していきます。

▶ 過積載防止の為貨物の重量把握の方法及び重要性の周知

軽乗用車の営業利用が可能になったこともあり積載量についての認識が甘い事業者が増えている状況があります。小型計量機の携帯等含め重量に対する意識を向上させます。

▶ 業務に危険を伴う気象情報把握方法及び重要性の周知

気象庁を中心に危険を確認する情報元、危険がある場合とるべき対応等を周知します。

▶ 荷主、元請け企業から強要があった場合の通報先としてトラックGメン制度の周知

実質断れない状況があった場合に備え、トラックGメン制度の利用を呼びかけます。

周知方法

▶ イーラーニングによるドライバー認定制度の推進

必要な法令等の知識を担保するための学習機会を設け、就業前の必修とすることで情報の周知経路を確保します。

▶ 掲示物での周知

各取り組みについて、ポスターを作成し団体を介し、倉庫・事務所等拠点にて、掲示配布を行います。

▶ チラシでの周知

各取り組みについて、チラシを作成し、団体を介し、倉庫・事務所等拠点にて配布。

▶ 教本での周知

安全に関する教本を作成し団体を介し倉庫・事務所等拠点にて配本

▶ アプリでポップアップ通知

複数のアプリ提供企業と共同で情報のポップアップ機能の導入勧めます。

◎各周知方法から説明動画につながるようにし、文面だけでなく、視聴覚にうったえ周知の質を高めます。